

農地法関係申請書類の押印欄廃止について（お知らせ）

令和4年4月18日より申請書等への押印を廃止し、本人確認をさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

1 要旨

テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面主義の見直しが行われています。

本会においても、行政手続きの簡素化のため、農地法関係申請書類の押印廃止を行うものです。

2 適用開始日

令和4年4月18日

3 廃止する申請書等

農地法第3条許可申請書、農地法第4条許可申請書、農地法第5条許可申請書、非農地証明申請書、農地改良届出書、農地転用（農業用施設）届出書、許可済証明書 等

※農業経営基盤強化促進法(利用権設定申出書等)はこれまで通り押印が必要です。

4 押印欄廃止後の申請書の住所・氏名記載の方法について

申請書等からは、㊟のマークはなくなります。

住所・氏名の記載は、自署でも記名でも可とし、押印はどちらの場合も不要となります。

5 窓口での対応について

申請者等の本人確認を行います。（運転免許証・マイナンバーカード等の提示による）

※代理の場合は委任状が必要です。

6 文書作成の真正性について

申請者等本人の意思に基づいた申請であることを確認するため、申請者に電話等による聞取りをする場合があります。申請書の申請者欄に平日に連絡のとれる電話番号をご記載ください。

※申請者等の身分証明書の写しが添付されている場合は、それにより本人確認を行います。

7 委任状等の取扱いについて

委任状・同意書・誓約書については、本人の意思による申請であることを署名または押印により担保する必要がありますので、自署又は記名押印を行ったものをご提出ください。

8 その他

(1) 新しい様式は、事務局窓口交付のほか、庄原市ホームページにてダウンロードできます。

なお、従前の申請書様式でも受付は行いますが、本人確認は必要となりますのでご注意ください。

(2) 申請書を郵送される場合は、事前にご相談ください。

農地法関係申請書類のうち、法律上の権利義務の得失、変更に密接に関連するものは、押印廃止により手間が増える場合がありますが、ご理解をお願いいたします。

本人確認を行う書類

○印が、本人確認等を求めるもの

農地等の権利移動関係（法第3条）

様式番号	様 式 名	本人 確認	備考
第1-1号甲号	農地法第3条の規定による許可申請書	○	
第1-4号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書	-	
第1-5号	農地法第3条の3の規定による届出書	-	
第1-11号	耕作者証明申請書	○	証明できるのは世帯員等に限定。

農地等の転用関係（法第4条、第5条）

様式番号	様 式 名	本人 確認	備考
第2-1号	農地法第4条の規定による許可申請書	-	資金証明等で確認。
第2-2号	農地法第5条の規定による許可申請書	△	譲受人の本人確認は不要。 資金証明等で確認。
第2-3-3号	営農型発電設備営農計画書及び営農影響見込み書	-	
第2-7号	工事進捗状況報告書	-	
第2-20号	農地転用（農業用施設）届出書	○	
第2-21号	事業計画変更承認申請書	○	権利移動の場合必要。
第2-22号	履行延期承認申請書	-	
第2-25号	電気事業者の事業計画書	-	
第2-27号	認定電気通信事業者の事業計画書	-	
第2-35号	農地改良届出書	-	届出者は耕作者又は所有者に限定。 同意書は自署又は記名押印が必要。
第2-38号	農地改良完了届	-	

第2-40号	太陽光発電を設置した法面又は畦畔の状況報告書	—	
第2-41号	営農型太陽光発電の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告書	—	
第2-42号	営農型（法面等）発電設備の改築に係る報告書	—	
第2-43号	営農型（法面等）発電設備による発電事業の廃止に係る報告書	—	
第2-44号	養殖池に一時転用する場合の工事着工（完了）届	—	
第2-45号	養殖池に一時転用する場合の工事施工内容変更報告書	—	
第2-46号	養殖池に一時転用する場合の施工停止報告書	—	
第2-47号	養殖池に一時転用する場合の施工中止報告書	—	
第2-48号	養殖池に一時転用する農地の利用状況報告書	—	
第2-49号	養殖池に一時転用した農地における養殖事業の廃止報告書	—	

農地所有適格法人の報告関係（法第6条の2）

様式番号	様式名	本人確認	備考
第3-1号	農地所有適格法人報告書	—	
第3-6号	農地等の利用状況報告書	—	

農作物栽培高度化施設の関係（法第43条，法第44条）

様式番号	様式名	本人確認	備考
第6-1号	農地法43条第1項の規定による届出書	—	届出者は所有者又は耕作者に限定。

農地等の賃貸借の解約等関係（法第18条）

様式番号	様式名	本人確認	備考
第4-1号甲号	農地法第18条の規定による許可申請書	○	
第4-5号	農地法第18条第6項の規定による通知書	△	合意解約については、解約合意書（自署又は記名押印）で確認。
第4-7号	農地法第18条第1項第4号（第6号）の規定による届出書	○	
第4-9号	農地使用貸借契約終了届	—	解約合意書（自署又は記名押印）で確認。

その他の事務処理関係

様式番号	様式名	本人確認	備考
第7-1号	取下願	○	
第7-3号	許可の取消願	○	
第7-5号	訂正願	○	

農地法に関する各種証明事務関係

様式番号	様式名	本人確認	備考
第1号の1	非農地証明申請書	○	
第4号の1	農地法第3条の規定による許可の証明申請書	○	申請者は、本人又はその相続人に限定。
第4号の2	農地法第4条の規定による許可の証明申請書	○	
第4号の3	農地法第5条の規定による許可の証明申請書	○	
第4号の6	農地法第18条の規定による許可の証明申請書	○	
第5号の1	農地法第4条の規定による許可の条件を履行したことの証明申請書	○	
第5号の2	農地法第5条の規定による許可の条件を履行したことの証明申請書	○	
第6号の1	民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請書（農地法第3条関係）	○	3条に準じる。
第6号の2甲号	民事執行法による農地等の売却に伴う買受適格証明申請書（農地法第5条関係）	○	5条に準じる。
第1-11号	耕作者証明申請書（再掲）	○	証明できるのは世帯員等に限定。

本人確認の書類

※「氏名及び住所」が確認できるものであることが前提です。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none"> ○運転免許証 ○下記の資格者証(補助者の場合は、補助者証)で写真付きのもの (写真が無い場合、別のもう1種類の提示が必要) <li style="margin-left: 20px;">┌・行政書士証票 <li style="margin-left: 20px;">└・弁護士証 ○マイナンバーカード (注) 農地法に係る手続きでは、個人番号を控えたり、複写したりすることはありません。 ○写真付き住民基本台帳カード (住所地の市区町村で発行) ○旅券(パスポート) ○国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ○海技免状 ○小型船舶操縦免許証 ○電気工事士免状 ○宅地建物取引主任者証 ○教習資格認定証 ○船員手帳 ○戦傷病者手帳 ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○在留カード又は特別永住者証明書 (注) 平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書を在留カード又は特別永住者証明書として利用することができる場合があります。詳細については市区町村の窓口にお問い合わせください。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○写真の貼付のない住民基本台帳カード ○国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ○共済組合員証 ○国民年金手帳 ○国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ○共済年金又は恩給の証書 ○戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 <p style="text-align: right;">など</p>

2 代理人※が法人の場合（※代行及び許可書受領時限定）

代理人が法人である場合、来庁者の本人確認書類に加え、下記の書類もご提示をお願いします。

来庁者と法人との関係を確認できる書類

(例：法人名の記載された社員証や健康保険被保険者証 等)